

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電話網移行円滑化委員会
利用者保護ワーキンググループ 開催要綱（案）

1 目的

本ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、電気通信事業政策部会における委員会の設置規程（平成 26 年 12 月 26 日情報通信審議会電気通信事業政策部会決定第 3 号）に基づき、固定電話網の IP 網への移行に伴うサービスの廃止・変更の影響を調査し、移行を円滑に進めるための対応を検討することを目的とする。

2 名称

本会合は、「利用者保護ワーキンググループ」と称する。

3 主な検討事項

- (1) 固定電話網の IP 網への移行に伴うサービスの廃止・変更に係る利用者・消費者への影響の調査
- (2) 固定電話網の IP 網への移行に伴う対応及びその促進策の検討 等

4 構成及び運営

- (1) WG は、別紙に掲げる構成員により、情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会（以下、「委員会」という。）の下に開催する。
- (2) WG には、主査及び主査代理を置く。
- (3) WG の主査は、委員会主査が指名する。主査代理は、主査が指名する。
- (4) 主査は、WG を招集し、主宰する。また、主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わって WG を招集し、主宰する。
- (5) 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。
- (6) 主査は、調査を進めるに当たって必要があると認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明を聞くことができる。
- (7) WG において検討された事項については、主査が取りまとめ、これを委員会に報告する。
- (8) その他、WG の運営については、主査が定めるところによる。

5 会議の公開及び資料の取扱い

- (1) WG は、原則として公開とする。ただし、主査が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。
- (2) WG で配付された資料は、会議終了後速やかに公開する。ただし、主査が公開することにより支障があると認める場合には、資料の全部または一部を非公開とすることができる。

6 庶務

WG の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課が行う。

(別紙)

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電話網移行円滑化委員会
利用者保護ワーキンググループ 構成員

(敬称略)

(主査)	酒井 善則	東京工業大学 名誉教授・放送大学 特任教授
	大谷 和子	株式会社日本総合研究所 法務部長
	長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会 事務局長